

千代田庁舎環境衛生管理業務委託仕様書

この委託業務は、建築物における衛生的環境の確保に関する法律（昭和45年法律第20号以下「ビル管理法」という。）及び水道法（昭和32年法律第177号）その他関係法令に基づき、適正な方法により行うものとする。

- 1 委託名称 千代田庁舎環境衛生管理業務委託
- 2 委託期間 令和7年4月1日から令和8年3月31日まで
- 3 委託場所 かすみがうら市千代田庁舎（かすみがうら市上土田461）
- 4 委託内容

（1）建築物環境衛生管理技術者の選任

建築物環境衛生管理技術者の資格を有する者を委託期間選任し、千代田庁舎の維持管理が環境衛生上、適正に行われるよう管理・監督すること。

（2）空気環境測定 回数：2ヶ月ごとに1回以上

測定ポイント：10ポイント

（具体的なポイントについては担当者と打ち合わせすること）

実施時期：5月・7月・9月・11月・1月・3月

測定方法：ビル管理法施行規則第3条の2の規定による

（3）ねずみ・衛生害虫防除 回数：契約期間内2回

対象面積：4,333㎡

（千代田庁舎本館及び防災センター並びに増築部全フロア）

実施時期：6月・12月

※使用する殺虫・殺鼠剤は、法令上認められるものとする

（4）受水槽清掃消毒作業 回数：1年以内に1回

内訳：受水槽 2箇所（5㎡，18㎡）

実施時期：12月

① 受水タンクの清掃作業について

ア 2槽式の受水タンクの清掃を行う際には、No.1, No.2に分け1槽ごとに行う。（1槽は通常使用とする。）

イ 洗浄に用いた水は、完全にタンク外に排除するとともに、タンク周辺の清掃を行う。

ウ 清掃終了後、水道引込管内等の停滞水や管内のもらい錆等がタンク内に流入しないようにする。

② 受水タンクの消毒作業について

ア 清掃終了後、塩素剤を用いて2回以上タンク内の洗浄を行う。

イ 消毒に用いた排水は、完全にタンク外に排除する。

③ 受水タンクの水張り作業

ア 消毒後の水洗い及びタンク内への上水の注入は、消毒終了後少なくとも30分以上経過してから行う。

イ 水張り終了後、給水栓及びタンクにおける水の水質検査（色度・濁度・臭気・味・残留塩素）を測定する。

(5) 水質検査 回数：6ヶ月以内に1回（16項目）

：1年以内に1回（12項目）

タンク容量：受水槽 2ヶ所（5 m³， 18 m³）

実施時期：16項目 6月・12月

：12項目 6月

(6) 提出書類等

- ・現場責任者及び業務に必要な資格を有することを証する書類の写し、年間計画書を契約後速やかに提出すること。
- ・各作業終了後には、写真及び報告書を速やかに提出すること。

(7) その他 この仕様書に疑義があるとき、又は定めのない事項については、協議して定めるものとする。